

	新潟市教育委員会 平成17年5月 臨時会会議録			
日 時	平成17年5月10日(火) 午前10時			
場 所	市役所 第2分館 3階 教育委員会室			
出席委員 (5名)	高 山 委員長	欠席委員		
	白 勢 委 員			
	山 田 委 員			
	小 池 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (7名)	職・氏 名		職・氏 名	
	学校教育部長	加 藤 三 郎		
	生涯学習部長	佐 藤 信 幸		
	総務課長	眞 島 幸 平		
	学校指導課長	伊 藤 充		
	総務課長補佐	斎 藤 仁		
	総務係長	大 井 聡		
	総務課主事	山 際 幸 太		
その他の 出席者 ( 名)				

開会	時 刻	午前 10時
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 ( 件)	議案番号	件 名
報告 (1件)	記 号	件 名
		小学校における不適切な指導について
その他 ( 件)	記 号	件 名

### 第1 開会宣言

○委員長 午前10時、開会を宣言する。

### 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 山田、小池両委員を指名。

### 第3 報告

○学校指導課長 小学校における不適切な指導について報告。

○委員長 質問、意見を求める。

○山田委員 子どもの様子が分からないのですが。その子どもが他の子どもと違うところがあったのですか。

○学校指導課長 担任は特にその子どもだけ厳しくしていたわけではありません。クラス全体に厳しく指導していたのですが、その子どもが課題や宿題を提出しないことが重なったことから結果的にこのような指導になったというこであります。

○山田委員 子どもが反抗的であったというようなことはなかったのですか。

○学校指導課長 反抗的というような報告は受けておりません。

○白勢委員 16年度にクラスを変えさせるということが何度かあったようですが、それ以前から日常的に行われていたのですか。

○学校指導課長 総合的な学習など教育活動の一環として、クラス全体が担任と教室を変えて行ったということは聞いておりますが、罰としてクラスを変えたということは、今回報告した以外には報告は受けておりません。

○教育長 3人の担任があらかじめ決めてやっていたのですか。

- 学校指導課長 あらかじめ決めていたという報告は受けていませんが、クラスを移すときに事前に話しをしてから移したということは聞いております。
- 教育長 他の学校でも同様のことがあるのですか。
- 学校指導課長 このような不適切な指導があれば学校から報告や相談があるのですが、1件もありませんので、今のところ同様のことはなかったものと考えております。
- 小池委員 会話の中で「おばかさん」、「あんぼんたん」、「追放」という言葉が日常的に使われていたことは問題だと思うのですが、学校ではこのような言葉を使うことについて、どのように受け止めているのですか。
- 学校指導課長 このような言葉は人権に配慮しないものでありますし、教師がこのような言葉を使うことは負の人権教育をやっていると同じですので、このようなことは問題であると考えます。教育委員会としましては今まで様々な研修会、指導を通じて子どもの心を傷つけるような言動には厳しく指導してきました。
- 委員長 3人の先生の弁解はどのようなのですか。
- 学校指導課長 3人はやってはいけないことをしてしまったという今現在の認識でいますが、行っているときは、提出物を提出していない子どもが提出するようになればよいという気持ちが強くて、結果的に人権に配慮しきれなかったことについて非常に反省している状況であります。
- 委員長 教頭、校長は、そういう教育をしていたことを把握していなかったのですか。
- 学校指導課長 担任が管理職に報告することによって発覚したものでして、それまで教頭、校長は把握していなかったという状況です。

○委員長	校長，教頭といった管理職が学年の指導方法について点検をするだとか，教室を回ったりして管理・指導を行うことはないのですか。
○学校指導課長	毎年新年度になりますと，学級，学年で学級経営案，学年経営案というものを作り管理職に提出します。管理職はそれを見まして指導したり，修正させ再提出させたりします。このようにまず学級，学年がよく経営されるように計画段階で指導します。また，各教科全ての教育活動に係る教育計画を各学校が作るのですが，管理職はそれについても不適切な部分，自校で配慮しなければならない部分等について指導します。教育計画，学年経営案，学級経営案をもって各教諭は指導にあたるわけですが，実際に管理職はどのように指導が行われているか教室での子どもの様子や指導の仕方について見て回ることになっておりますし，教育委員会でもきめ細かく行うように指導してきております。
○委員長	今回の教諭について，校長先生は日頃どのような評価をされていたのですか。
○学校指導課長	ベテランにつきましては学年を任せられる様々な面に配慮ができる熱心な教諭であるという評価であります。もうひとりの担任につきましても非常に指導が熱心で子どもに力をつけさせたいということを具体的にやってくれているという評価でした。
○委員長	普段は校長の信頼を得ていたということですか。
○学校指導課長	そのようなことで学級，学年を任せていたということでありませう。
○委員長	子どもを何とかしたいという思いが行過ぎてしまったともとれるわけですね。
○学校指導課長	はい。
○山田委員	その学校のいじめ・不登校の数はどうなっていますか。

子ども一人一人に寄り添って指導をしていかなければいじめ・不登校の問題はなくならないと思うのですが、一人一人を見ているという点がこの教師にはあったのか抜けていたのかどうなのか、学校として学力向上だけに依っていたのでしょうか。

○学校指導課長

市教委は今まで不登校を最大の課題としておりましたし、それに伴ういじめの解決を目指しておりました。また、さらに学力向上についての問題も含めて学校がそれぞれの学校の課題を何にして、何に取り組んでいくかということをご各学校でがんばってもらおうということでやってきたわけです。この学校がいじめ・不登校について特に配慮しなかったということは聞いておりませんが、実際にこのようなことになったことから、もう一度ご指摘のようなかたちで見てみる必要があるかと思えます。なお、この学校におきまして平成16年度、15年度ともいじめの報告はありません。この学年の不登校につきましては、平成15年度に3人でありました。その学年が1年たつて増減せずそのまま3人として報告されております。このような学校でありまして、特にいじめがないということからも十分な取り組みがなされていたものと考えられます。

○委員長

先生の言うことをきかない子どもについては、現場ではどういうふうに指導すべきなのでしょう。

○学校指導課長

子どもの状況や子どものとった行動などによりまして一概に言えませんが、基本的には、その子どもを納得させる、その子どもの立場になって、その子どもの将来ですとか夢を実現するという視点に立って、その子どもがどうあればということと一緒に考えていくことが基本ではないかと思えます。子どもがやってはいけない事や指導すべき事を起こす場合は、体罰ではなく言葉で諭す姿勢を忘れてはいけないのではないかと思います。また、学校だけで指導が難しい場合でも保護者と連絡をとりながら一緒になって指導するという事も続けるべきだと思います。子どもが先生も、親も、地域の人も自分のことを考えてくれているというような確信があってこそ真の指導が行えると思います。ただ、難しい問題でありますし、指導にも様々な指導方法があるかと思えますので、市教委としましてはもどの

ような指導が子どもに良いのかということにつきまして、今後とも考えていきたいと思えます。

○委員長

罰ということはやってはいけないことになっているのですか。

○学校指導課長

罰といいましても、いわゆる体罰がいけないわけでありまして、叱ることはきちんと叱ってほしいと思えます。注意すべきこと、やってはいけないことについては、厳しく指導していくべきですが、その叱ったり指導したりするときには、人権ですとか人間としてやってはいけないことについては、配慮すべきだと思えます。体罰の問題が起きますと、本来その子どもを注意すべき時に腰が引けて注意しないために、子どもが改善されないということが見られます。やってはいけない指導と厳しい指導とは違うものとして教師は受け取るべきだと思えます。

○小池委員

このケースの場合、提出物が遅い等その子どもの学習態度に問題があったと言えなくもないのですが、その場合の指導方法として、保護者との連携は図られていたのでしょうか。

○学校指導課長

提出物等の遅れ等を保護者には連絡しておりましたが、保護者と連携して取り組むというところまでは至っていなかったと聞いております。

○白勢委員

クラスを変えるというのは不適切な指導といえますか。

○学校指導課長

総合学習の時間などに課題ごとにクラスを解体してクラスを変えて行うことは積極的に行うべきことかと思えますが、ひとり子どもを罰としてクラスを変えることは問題があると思えます。体罰ということが言われますが、教室の中で立たせてある程度の懲戒は認められておりますが、教室の外に出しての懲戒は体罰に当たるということになっております。それから考えると同じクラス、同じ学年の子どもたちとして教育を受けるという観点から、同じ教室で指導を受けるという権利を保障していないこととなります。たとえ違うクラスに罰として移されてもそこでは勉強をしていることとなりますが、教育計画に則ってその子どものクラスの他の子どもたちと平等な教育を受ける機

会が与えられなかったこととなりますので、罰として他の教室で授業を受けさせることは、非常に問題であると考えております。

○委員長

全学校に人権に関する研修を行うということですが、どのような方法で行うのですか。

○学校指導課長

まず具体的に教職員の指導の在り方はどうあるべきかということで、小学校長会、中学校長でどのようにして各学校で指導するかということについて、具体的な方法等の話をしていきます。そして各学校でどういう指導・研修会を開いたかを把握し、各学校の実態に応じた人権意識を高める研修を行いますし、全体的なものとして各学校の人権教育を担当する教員を対象に5月31日に音楽文化会館におきまして、指導や人権教育の講話等の研修会を行うなど、様々な視点から研修をしていきたいと思っております。

○小池委員

児童生徒が主体となつての討論会のように、日常的な学校での話し合い、保護者を含めての教師も一緒に悩みを語り合うような、日常の問題をどう解決するかという話し合いも重要ではないかと思っております。いじめや不登校の対策を第一の目標でやってきた中で、学力向上というものがでてきて、学力向上といえば児童生徒を厳しくしなければいけないという考え方もあるのですが、学力向上は大きな課題でやらなければならないと思っておりますが、その厳しさの中身については課題を提出しなければ罰を与えるというようなものではないと思っております。今回のケースはほかの生徒を罰を与える側に巻き込んでいますが、そこが大きな問題だと思っております。むしろ、遅い生徒がいたらみんなで助け合って向上していく雰囲気をつくるものであって、罰を与えるというのは、人権の考え方から正しい指導法ではないと思っております。難しいことだと思っておりますが先生方は教えるプロとしてそういう能力を身に付けるような研修をしていただきたいと思います。

○学校指導課長

おっしゃるとおりだと思います。課題を提出しないから罰を与えるということは間違いでありまして、むしろ子どもたちに意

欲を付けるということ、その意欲を付けるという指導力を教員は自ら培うものであって、課題を提出しないから罰を与えるということは、指導法としては非常に問題があると思います。また、いじめ防止プログラムと具体的にその学校で起こったいじめ問題ですとか、様々な生活上のトラブルとかを教師と子どもが一緒になってどうすべきか考えていくという過程こそが本当にその学校に則した人権教育になっているのではないかと思いますし、今後ともこの視点は大切にして今回行う緊急の研修とは別に重要視していきたいと考えます。

○小池委員

「あんぼんたん」、「おぼか」、「追放」などという言葉が使われるということは、この学校だけの問題ではなく、どこの学校にもありうる問題であると先生方には受け止めていただきたいと思います。

○学校指導課長

教師の使う言葉については、今後とも指導してまいりたいと考えております。

○山田委員

研修についてはバランスが非常に大事だと思います。そういう点に配慮して計画しているようですが、人権教育といいますと、どちらかというと同和教育、男女平等教育などにウエイトがかかって、そのほかにいじめもあるという形になりやすい、研修計画を見ますと今まではそういう計画になっていたのかと思いますが、今回の場合は事例が違いますので、ぜひいじめを正面に受け止めた研修にしていきたいと思います。

○学校指導課長

同和教育も男女平等教育も非常に重要であります、今回の場合は、今回の事件に応じた形の研修にしていきたいと考えております。

○委員長

校長への権限の移譲ということで校長の責務は大変大きくなってきていると思っておりますが、学校全体の組織をもう一度見直して、校長先生や教頭先生がきちんと先生方を把握できるようにしていきたいと思っております。今の学校の組織を見ますと非常に複雑で、本当に子どもの教育のための組織になっているかどうか問題だと思います。各教師の指導というものが校長に課

せられた大きな課題であろうと思いますので、ぜひその点も踏み込んでやっていただきたいと思います。

○小池委員 学年がひとつ上がったわけですが、この担任の先生は、学年を持ち上がったのでしょうか。

○学校指導課長 3名の担任のうち1名だけ持ち上がっています。ほかの担任は別の学年を受け持っております。

#### 第4 閉会宣言

○委員長 午前11時10分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員